

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件など、平成 2 2 年度の人事行政の運営状況等について公表します。

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の概要

1．任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増員理由

区分 部門	職員数（人）		対前年増減数	主な増減理由
	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度		
一般行政	178	173	5	組織の見直しによる
教 育	33	33	0	
公営企業等	21	21	0	
合 計	232	227	5	

(2) 採用及び離職の状況

区分 部門	採用（人）	離職（人）									
		退職					免職		失職	派遣 帰任	合計
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒			
一般行政	7	11	2								13
教 育	1	1									1
公営企業等	1										
合 計	9	12	2								14

(注 1) 採用は、平成 2 2 年 4 月 2 日から平成 2 3 年 4 月 1 日の間に採用した人数です。

(注 2) 離職は、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日の間に離職した人数です。

2．給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 2 1 年度普通会計決算）

歳出額（ A ）	人件費（ B ）	人件費率（ B / A ）
11,246,414 千円	1,711,019 千円	15.21%

(2) 職員給与費の状況（平成 2 2 年度普通会計当初予算）

職員数（人） A	職員給与費				一人当たり給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
215 人	千円 795,643	千円 116,116	千円 304,494	千円 1,216,253	千円 5,657

(注) 職員手当には退職手当は含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 2 2 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	338,117 円	384,349 円	45.3 歳
労務職員	242,182 円	253,237 円	52.7 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(4) 初任給の状況（平成 2 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
労務職員	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—
看護・保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	—

(5) 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況（平成 2 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 1 0 年	経験年数 1 5 年	経験年数 2 0 年
一般行政職	大学卒	273,758 円	310,664 円	356,030 円
	高校卒	242,100 円	—円	302,875 円
技能労務職	高校卒	202,400 円	247,833 円	263,567 円
	中学卒	—円	—円	272,800 円
看護・保健職	大学卒	271,600 円	321,667 円	348,785 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	1 0 人	7.90%
2 級	主任	1 0 人	7.90%
3 級	係長・主査	4 0 人	31.50%
4 級	課長・課長補佐・主幹	1 9 人	14.90%
5 級	課長・課長補佐・主幹	4 0 人	31.50%
6 級	課長	8 人	6.30%

(注 1) 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注 2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価を試行している。今後昇給等に反映させるよう本格導入を図っていく。

(8) 期末手当・勤勉手当の状況

富士河口湖町		山梨県		国	
1 人当たり平均支給額 (21 年度) 1,440 千円		1 人当たり平均支給額 (21 年度) 1,669 千円		—	
支給割合 (21 年度)		支給割合 (21 年度)		支給割合 (21 年度)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分	2.75 月分	1.40 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%	

(9) 退職手当の状況 (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

区 分	富士河口湖町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 2 0 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
勤続 2 5 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
勤続 3 5 年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2 ～ 20%		定年前早期退職特例措置 2 ～ 20%	
1 人当たり平均支給額	19,707 千円		—	

(1 0) 地域手当

該当なし

(1 1) 特殊勤務手当

該当なし

(1 2) 時間外勤務手当 (平成 2 0 , 2 1 年度普通会計決算)

2 1 年度	支給総額	25,475 千円
	1 人当たり平均支給年額	122 千円
2 0 年度	支給総額	24,106 千円
	1 人当たり平均支給年額	113 千円

(1 3) その他の手当 (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21 年度決算)	支給 1 人当たり 平均支給年額 (21 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同		21,912 千円	240,791 円
	配偶者以外 1 人 6,500 円 (配偶者がいない場合)				
	1 人目 11,000 円				
	満 1 6 歳年度初めから満 2 歳年度末までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算				

住居手当	1. 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借 り受け、現に当該住宅に居住 し、月額 12,000 円を超える家 賃を支払っている職員	異	新築又は購入から 5 年経過後でも支給し ている。支給額が国で は 2,000 円であるが、 4,000 円支給してい る。	6,333 千円	73,640 円
	家賃 23,000 円以下家賃-12,000 円				
	家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満 (家賃-23,000 円) × 1/2 + 11,000 円				
	家賃 55,000 円以上 27,000 円				
	2. 自宅その所有にかかる住宅 に居住している職員で世帯主 であるもの 4,000 円				
通勤手当	1. 交通機関等の利用者通勤 のために交通機関等の利用を 常例とすること、運賃等の負担 を常例とすること、徒歩により 通勤するものとした場合の通 勤距離が片道 2 km 以上である こと運賃等相当額が 55,000 円 以下については運賃等相当 額	同		7,985 千円	60,492 円
	2. 自動車等の使用者通勤のた めに自動車等の使用を常例と すること、徒歩により通勤する ものとした場合の通勤距離が 片道 2 km 以上であること				
	～ 5 km 2,000 円				
	5 km ～ 10 km 4,100 円				
	10 km ～ 15 km 6,500 円				
	15 km ～ 20 km 8,900 円				
	20 km ～ 25 km 11,300 円				
	25 km ～ 30 km 13,700 円				
	30 km ～ 35 km 16,100 円				
	35 km ～ 40 km 18, 500 円				
	40 km ～ 45 km 20,900 円				
	45 km ～ 50 km 21,800 円				
	50 km ～ 55 km 22,700 円				
	55 km ～ 60 km 23,600 円				
	60 km ～ 24,500 円				
管理職手当	本庁の課長 10% ～ 12%	同		11,946 千円	628,737 円
休日勤務手当		同		—	—
寒冷地手当	1. 世帯主である職員	同		12,308 千円	60,931 円
	・ 扶養親族がいる職員 89,000 円				
	・ 扶養親族がいない職員 51,000 円				
	2. その他の職員 36,800 円				

(1 4) 特別職の給与等の状況 (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

		給与月額・報酬月額	期末手当の支給割合
給料	町 長	585,000 円 (650,000 円)	6 月期 1.475 月分 1 2 月期 1.625 月分 計 3.10 月分
	副町長	532,000 円	6 月期 1.475 月分 1 2 月期 1.625 月分 計 3.10 月分
報酬	議 長	227,000 円	6 月期 1.6 月分
	副議長	182,000 円	1 2 月期 1.75 月分
	議 長	157,000 円	計 3.35 月分

(注) 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 4 5 分	8 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分	1 2 時 ~ 1 3 時

(2) 年次有給休暇の使用状況 (平成 2 1 年)

平成 2 1 年 1 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日までの平均取得日数 8.1 日

(3) 休暇の導入状況 (平成 2 2 年 4 月 1 日現在)

年次有給休暇	1 暦年ごとに 2 0 日とし、2 0 日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
傷病休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要と認められる期間。
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、生理休暇など
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する 6 ヶ月の期間内で必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成 2 1 年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	—	—
女性職員	6 人	—
計	6 人	—

4 分限及び懲戒処分 of 状況

(1) 分限処分者数 (平成 2 1 年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
—	—	—	—	—	—

(2) 懲戒処分者数 (平成 2 1 年度)

戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
—	—	—	—	—	—

5 服 務 の 状 況

(1) 服務規律遵守のための取組み (平成 2 2 年度)

職員の年末年始における綱紀の肅正についての訓令を通知した。(1 2 月)
仕事納めの式に、副町長より年末年始の綱紀の肅正について全職員に訓辞した。(1 2 月)

(2) 兼職・兼業の許可件数 (平成 2 2 年度)

許可件数 0 件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

市町村職員研修所研修

階層新（新採用者）研修	6 研修
階層現（現任者）研修	2 研修
階層監（監督者）研修	1 研修
階層管（管理者）研修	2 研修
階層共（共通）研修	4 研修
能力開発基礎研修	5 1 研修
能力開発専門研修	1 4 研修
支援研修	1 0 研修

研修職員数 計 1 2 8 名

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要(平成 22 年度)

職員の健康診断の状況

対象職員数	受診者数	受診率
232 人	194 人	83.6%

町表彰規則に基づく職員永年勤続表彰

規定なし

職員互助会補助金

会員数	補助金額	補助率
303 人	0 円	0%

公務災害補償の状況

区分	一般行政職	看護保健職	技能労務職	計
認定件数	0	0	0	0

公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申し立てに関し必要な措置を講ずるとされています。平成 2 2 年度の状況は次のとおりです。

- (1) 勤務時間に関する措置の要求の状況について・・・該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況について・・・該当なし